

児童手当の制度が変わります

支給対象を中学3年までから高校3年まで拡大

第3子以降の支給額を、1万5千円から3万円に増額

大学生年代から第1子としてカウント

保護者の所得制限を撤廃

POINT!

令和6年6月、児童手当に関する法律が改正され、令和6年12月振込(10月)分から対象年齢や支給額が拡大します。新規対象となる方は、裏面の必要書類を確認の上、白石町役場保健福祉課福祉係に郵送で申請してください。

■変更の概要

	現 在		変更後	
0～2歳	15,000円		15,000円	第3子以降 30,000円
3歳～ 小学生	10,000円	第3子以降 15,000円	10,000円	
中学生	10,000円			
高校生	なし			
所得制限	あり		なし	

増額

拡大

■変更後のイメージ

例	現 在		変更後	
19歳長男 【大学生】	カウントせず	0円	第1子	0円
16歳次男 【高校生】	第1子	0円	第2子	10,000円
13歳長女 【中学生】	第2子	10,000円	第3子	30,000円
支給月額	10,000円		40,000円	

増額

増額

ATTENTION!

〈初回支給(令和6年12月振込)の申請期限〉 令和6年10月18日(金)必着
〈申請猶予期間:令和6年10月分まで遡って支給開始〉 令和7年3月31日(月)必着

提 出 先 白石町役場 保健福祉課 福祉係

手続きが必要な方（請求者：児童の父または母のうち、所得が高い方）

現在、白石町から児童手当または特例給付を受給していますか？

はい

同居・別居問わず、経済的負担がある大学生年代※1の子を養育していて、H14.4.2以降に生まれた子を合わせると3人以上ですか？

はい

ケースAへ

いいえ

申請は不要です

いいえ

同居・別居問わず、経済的負担がある大学生年代※1の子を養育していますか？

はい

高校生年代以下の児童が同居していますか？

はい

ケースDへ

いいえ

高校生年代以下の児童が同居していますか？

はい

ケースBへ

いいえ

ケースCへ

いいえ

ケースEへ

※1 平成14年4月2日から平成18年4月1日生まれの人で、学費、生活費を負担している場合などです。進学、就職等の状況にかかわらず、経済的負担があれば加算対象となります。

児童の父または母のうち、所得が高い方の職業が公務員の方は勤務先へ、白石町外に居住している方は、お住いの自治体へお問い合わせください。

必要書類 様式・記載例・添付書類に関してはホームページをご確認ください

ケースA

■監護相当・生計費の負担についての確認書

ケースB

■児童手当認定請求書

■振込口座がわかる書類・請求者の健康保険証写し

【きょうだいが3人以上いる場合】監護相当・生計費の負担についての確認書

ケースC

■児童手当認定請求書

■監護相当・生計費の負担についての確認書

■振込口座がわかる書類・請求者の健康保険証写し

【別居している児童のみ】別居監護申立書

ケースD

■児童手当認定請求書

■振込口座がわかる書類・請求者の健康保険証写し

ケースE

■児童手当認定請求書

■振込口座がわかる書類・請求者の健康保険証写し

【別居している児童のみ】別居監護申立書

ケースAの方で、大学生年代の子全員の住所が白石町内の場合は確認書のオンライン提出が可能です。

下記QRコードをスマートフォンで読み取って、電子申請してください。



公開期限：令和7年3月31日17時

制度についての詳しい説明・様式のダウンロードは白石町役場ホームページ（下記QRコード）から
<https://www.town.shiroishi.lg.jp/>
ホーム>住民の皆様へ>福祉>児童・福祉>
児童手当制度改正について（令和6年10月以降）

【問い合わせ先・提出先】

白石町役場 保健福祉課 福祉係(⑦番窓口)

〒849-1192 白石町大字福田1247番地1 TEL:0952-84-7116(課直通)

